

令和元年12月18日

平成30年度における人事行政の運営等の状況

瀬戸旭看護専門学校組合

1 職員の任免及び職員数に関する状況 (単位：人)

職 種	H30.4.1 現在	減少	増加	H31.4.1 現在
一般事務・教育職	21	2	0	19
合 計	21	2	0	19

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

30年度決算	報酬	576,575円
	給料	97,105,800円
	職員手当等	69,815,858円
	共済費	30,386,209円
	合計	197,884,442円

(2) 期末・勤勉手当の状況 (平成30年4月1日現在)

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.900月分
12月期	1.375月分	0.950月分
計	2.600月分	1.850月分

(3) 特殊勤務手当の状況 (平成30年4月1日現在)

特殊勤務手当の種類	支給額
緊急呼出手当	1回 500円

(4) その他諸手当一覧（平成30年4月1日現在）

手当の名称	内 容	
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	10,000円
	父母等	6,500円
	扶養親族の子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	5,000円加算
地域手当	給料、管理職手当、扶養手当の合計額の6%	
住居手当	借家居住者	家賃12,000円以下 支給しない
		家賃23,000円以下 家賃-12,000円
		家賃23,000円を超え、55,000円未満 ((家賃-23,000円) / 2) + 11,000円
		最高支給限度額 27,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の場合	交通機関利用者 1ヶ月あたりの運賃相当額55,000円以下 6ヶ月定期相当額を半年毎に支給 1ヶ月あたりの運賃相当額55,000円以上 55,000円×6か月=330,000円 (最高支給限度額)を半年毎に支給
		交通機関利用者以外 通勤距離に応じて毎月支給 (最高支給限度額 24,900円)
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した場合 時間単価の125%~175%の割増単価で支給	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	事務長：97,000円 副校長：75,000円 教務主任：61,000円 実習調整者：46,000円

(5) 特別職の報酬

管理者	年額78,300円
副管理者	年額78,300円
議長	年額45,000円
副議長	年額45,000円

議員 年額 45,000円
 参与 年額 78,300円
 監査委員（識見を有する者） 年額 78,300円
 監査委員（議会の議員） 日額 2,800円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

開始時間 8時30分 終了時間 17時15分
 休憩時間 12時～13時 1週間の勤務時間 38時間45分

(2) 年次有給休暇

1年につき20日付与

(3) 特別休暇

事由	休暇期間
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって管理者が定めるものにおける活動	一の年において5日の範囲内の期間

<p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>エ その他管理者が認める活動</p>	
<p>職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>管理者が定める期間内における、週休日、休日及び代休日を除く7日の範囲内の連続した期間</p>
<p>8週間（多胎妊娠の場合にあって、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>女性職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</p>
<p>生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間</p>
<p>妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受け、次に掲げる妊娠週数等の区分に応じ、それぞれ次に定める回数（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数）につき必要と認められる時間</p>	<p>ア 妊娠23週まで 1回／4週間</p> <p>イ 妊娠24週から35週まで 1回／2週間</p> <p>ウ 妊娠36週から出産まで 1回／1週間</p> <p>エ 産後1年が経過するまで 1回</p>
<p>職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>管理者が定める期間内における2日の範囲内の期間（1日又は1時間単位）</p>
<p>職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間（1日又は1時間単位）</p>

<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>一の年において5日（その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間（1日又は1時間単位）</p>
<p>職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹で、負傷又は疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>一の年において10日の範囲内の期間（1日又は1時間単位）</p>
<p>職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>親族に応じ連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあって、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>
<p>職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後管理者の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間</p>
<p>地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
<p>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>10月1日において勤続15年、勤続25年及び勤続35年に達した職員で、その日から起算して1年以内の期間に旅行等により心身のリフレッシュを図る場合</p>	<p>勤続15年は週休日、休日及び代休日を除く2日の範囲内の期間、勤続25年及び35年は週休日、休日及び代休日を除く3日の範囲内の期間</p>

(4) その他の休暇制度

休暇の種類	制度の概要
病気休暇	負傷又は疾病のため療養することが必要な場合
介護休暇	職員が、配偶者、父、母、子、配偶者の父母その他の親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活に支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

(5) 育児休業の状況

(単位：人)

30年度に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続者	
育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分状況

- (1) 分限処分者（平成30年度） なし
- (2) 懲戒処分者（平成30年度） なし

5 職員のサービスの状況

営利企業等従事許可申請の状況 12件

6 職員の研修の実施状況

- (1) 職員研修の実施状況（平成30年度）
各種看護教員研修 19名

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- (1) 公務労働災害の発生状況（平成30年度） なし
- (2) 職員からの措置要求の状況（平成30年度） なし
- (3) 職員からの不服申立ての状況（平成30年度） なし